

会議録

会議名	平成 29 年度第 8 回 八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会	
日時	平成 30 年 2 月 19 日（月）午前 10 時 00 分～12 時 00 分	
場所	八王子市役所 議会棟 4 階 第 3・第 4 委員会室	
出席者氏名	委員	（会長）鏡諭、（副会長）島津淳 （委員）井出勲、宇田友子、大庭聖子、金沢義幸、竹名裕子、多々井克昌、田中泰慶、能勢由紀子、堀米政利、堀間華世、松岡真紀、水野敬生、森田二三江、渡邊実 （五十音順）
	事務局	小峰福祉部長、井上福祉政策課長、元木高齢者いきいき課長、溝部高齢者福祉課長、横溝介護保険課長、田島健康政策課長、中野目南大沢保健福祉センター館長 【高齢者いきいき課】 長谷川課長補佐兼主査、吉本課長補佐兼主査、壽崎主査、福島主査、政金主査、渡部主査、小西主任、植竹主事、高橋主事、野口主事、守屋主事 【高齢者福祉課】 半田主査 【介護保険課】 小澤課長補佐兼主査、釣井主査、中山主査、守重主査 【地域医療政策課】 今川主査
欠席者氏名	村上正人	
議題	1. 開会 2. 審議 （1）計画書原案について （2）日常生活圏域別の状況について 3. その他 4. 事務連絡・閉会	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	4名	

<p>配 付 資 料 名</p>	<p>《事前送付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料8-1 意見一覧及び対応方針 資料8-2 日常生活圏域別の状況 <p>《当日配付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> 次第 資料8-3 「八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画」(素案)のパブリックコメントの実施結果について 資料8-3別紙 個別意見一覧 資料8-4 八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画(原案) 資料8-5 八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画(概要版) 参考資料 修正内容一覧 意見書
<p>会議の内容</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>鏡会長</p> <p>高齢者いきいき課主査</p>	<p>【内容】</p> <p>ただいまより平成29年度第8回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会を開会する。</p> <p>本日は村上委員から欠席の連絡をいただいている。また、堀米委員がまだお見えでないが、後ほど到着されると思われる。</p> <p>それでは、配付資料の確認をさせていただきたい。 (資料確認)</p> <p>ここからは八王子市社会福祉審議会条例第4条第3項及び第6条第6項の規定に基づき、議事の進行を会長に委ねる。</p> <p>回を重ねること8回ということで、本日は最後の委員会となる。計画もほぼ出来上がったので、ぜひ皆さんから忌憚のない意見をいただきたい。</p> <p>本日の欠席者は1名のため、開催要件は満たしている。当策定部会は原則公開となっている。本日の傍聴者は4名である。</p> <p>それでは、次第に従って議事を進めていきたい。</p> <p>まずは審議(1)計画書原案報告について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>計画書原案の説明となるが、その前に資料8-1 意見一覧及び対応方針をご覧いただきたい。前回の11月開催の第7回について、井出委員からいただいた意見である。計13件の意見をいただき、その多くは適切な表現への修正や数値データの確認に関するものが多かった。こちらは事務局で確認の上、修正をしたところである。なかでも、13番目の成年後見制度の適切な活用の推進では、目標の設定内容に対して記載する場所が違うのではないかとということで、もともと地域福祉権利擁護契約件数を指標として捉えていたが、成年後見制度の相談件数の方がより適切であるため、修正させていただいた。意見書の対応は以上である。</p> <p>次にパブリックコメントの実施結果の報告をさせていただく。資料8-3 「八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画」(素案)のパブリックコメントの実施結果について、それと資料8-3別紙 個別意見一覧をご用意いただきたい。当初、パブリックコメントは昨年12月15日から今年の1月半ばの約1ヶ月間で実施する予定であったが、事務局で圏域や高齢者あんしん相談センターの設置の関係もあり、上位計画との調整の必要があったことから、開始時期を1ヶ月延長した。それについては、2. 報告内容、(1)パブリックコメントの概要に記載している。ア 意見募集期間として、1月11日(木)から2月9日(金)の1ヶ月間での実施となった。閲覧場所、提出方法は記載の通りである。</p>

鏡 会 長 各 委 員 鏡 会 長 高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>(2) 実施結果であるが、今回27名の方と2団体から計126件提出いただいた。前回の第6期では提出者数が45名、意見提出件数が210件であったので、それには及ばなかったが、100件を超える提出数となった。続いて、ウ 主なご意見と本市の考え方であるが、126の意見を10個に分類し、その概要をまとめている。最も多かった意見が、個別事業（主に第4章に掲載されているもの）に対するもので、28件であった。一括した内容となるが、「市民力・地域力を活かした多様な取組の推進」ということに、多くの意見を寄せられたところである。それに対する本市の考え方も一括したものとなるが、“計画表記上の変更は個別かつ多岐にわたるため行いませんが、参考として、各事業の実施にご意見を活かしていきます。”と整理した。資料8-3別紙の5ページの整理番号24をご覧ください。28件のうちの主なものとして例を挙げると、高齢者福祉に関する町会への情報提供が重要ではないかという意見をいただいた。これに対する本市の考え方としては、必要とする情報を提供していくことが大切であるということで、分かりやすく伝えるための仕組みも検討するという個別の回答をしたところである。</p> <p>2番目に多かった八王子版地域包括ケアシステムに対しては16件の意見をいただいた。地域包括ケアシステムの強化に対する要望や、今回第7期で初めて書いた「互助」、また、高齢者あんしん相談センターに対する意見等々をいただいた。こちらについても“具体的な表記上の変更は行いませんが、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。”と整理している。資料8-3別紙の6ページ、整理番号30をご覧ください。高齢者あんしん相談センターを21圏域とするとあるが、前倒して設置を急ぐとともに、職員の拡充とレベルアップを盛り込んでほしいという意見であり、これに対する本市の考え方としては“第7期計画では平成32年度までに21か所設置することとしました。また、職員のレベルアップについては、センター職員向けの研修の実施などにより、職員の資質向上に努めていきます。”と整理している。7ページの整理番号36番をご覧ください。こちらでは「互助」という言葉を入れたことに不安感があって、長い積み重ねのあとに「互助」の推進があるのではないかという意見であるが、今回入れさせていただいて、ここから積み重ねをしていき、各種の事業展開をしていきたいということで整理している。</p> <p>資料8-3に戻って裏面をご覧くださいと、介護人材、認知症施策、介護保険、移動手段等々の意見をいただいている。移動手段には策定部会でもいろいろと意見をいただいております、今回も移動手段の関係で7件の意見をいただいている。移動手段の確保は市民にとってもかなり関心の高いものであることから、交通関係の各課とも連携して取組んでいきたいということで整理している。</p> <p>最後、3. 今後のスケジュール（予定）は、本日の議論で出された意見も踏まえて修正をかけ、2月下旬にホームページでの公開を予定している。その後、3月下旬には計画書本体の公表、その後、こうした意見をいただいているので、市広報へ特集記事を掲載してお知らせしていくとともに、5月下旬の市民向け説明会で詳細な話をさせていただく予定である。</p> <p>ここまでの説明について意見、質問等があればお願いしたい。 （特になし）</p> <p>それでは、事務局から続けて説明をお願いします。</p> <p>ボリュームが多いため、まずは計画書の第1章から第4章まで説明する。資料8-4 八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画（原案）と参考資料 修正内容一覧をご覧ください。</p>
---	---

まず計画書原案の目次をご覧くださいと、右側のページに西暦／和暦の対応表を入れている。こちらは、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令と書いてあるが、記載がかなり細かく、ここまでの説明は不要かと思っているので、一般的な内容でわかるような形で整理して取扱いをしていきたい。

10ページをご覧ください。第1章、図下の2つ目の○、“平成37年（2025年）の本市の介護保険料は、月額で7,900円程度（基準額）”ということで、計画書の素案では金額が入っていない状態であったが、今回、事務局で推計して金額を追加した。

11ページから13ページは国の制度改正の部分である。素案の段階では目隠しで説明を加えていたところであったが、国の報酬改定を踏まえて、目隠しの説明書きを外している。特段、中身に修正はかけていない。

13ページには、八王子市いきいき長寿川柳大賞として、コラムを掲載している。この先、6ヶ所に川柳やシニアクラブ等々の記事を掲載している。

続いて、第2章、15ページをご覧ください。（2）認知症高齢者数、（3）地域資源の状況については、時点の数字を修正したこと、それにあわせて数値を修正している。できる限り、平成24年度から28年度については年度末時点、平成29年度については9月末時点を目指して調整していたが、整わない部分もあって、特に（3）地域資源の状況についての平成29年度はバラバラの時点となっている。

16ページ、（4）日常生活圏域別の高齢者数であるが、こちらは15ページと同様に9月末時点の数値に揃えている。

43ページ、5 将来推計の（2）要支援・要介護者認定者数の推計であるが、こちらは本市の最新の人口推計値にあわせて、推計をし直してグラフを作成している。

44ページ、（3）圏域別人口の推計も最新の人口推計値にあわせて推計をし直して掲載している。

続いて49ページをご覧ください。第3章、2 地域包括ケアシステム推進の視点、（3）日常生活圏域についての本文最後の段落に“各圏域のデータや地域ごとの取組の方向性を示した『日常生活圏域別の状況』を本市ホームページで公開しています。”と表記した。以前ここには、日常生活圏域別計画はホームページで公開していると入れていたが、名称を変更し、日常生活圏域別の状況と整理している。

次ページの50ページ、表の一番右側には対応する保健福祉センターを加えている。介護予防を意識して、保健福祉センターとの連携がわかりやすくなるようにということである。

53ページ、3 計画の柱と重点的な取組、（2）重点的な取組で、重点1の市民力・地域力と、重点3の八王子版地域包括ケアシステムのところには、微調整の範囲であるが、以前より適切な説明の文言へ置き換えをした。

続いて56ページ、この第4章の共通する修正内容としては、各施策の表の現状の数値をできる限り新しい数値に置き換えている。また、参考資料の修正内容一覧にも一部記載していない分もあるが、全体を通じて各施策の説明文も適切な文言への置き換えを行っている。

個別のものについて説明する。57ページをご覧ください。5 はちおうじ志民塾の運営は、当初の目標設定値は50%だったが、55%へ引き上げている。パブリックコメントでも活躍の場をという意見もあったことから、所管と確認し5%アップの調整となった。

61ページ、④高齢者の技能・経験を活かす、ここは先週末（2月16日）の国の高齢社会対策大綱で、高齢者の就業促進などを進めていくことが公表されたので、枠内本文5行目で、“就労意欲の高揚や就業機会の充実に取り組みます”と、それを意識した書きぶりとなっている。

	<p>83ページ、81 就職相談会の開催は新規事業であるが、介護人材の確保・定着・育成には重点で取り組んでいくことになっている。ここへきて予算の関係も明確になり、予算がついたことから追加掲載をしている。</p> <p>84ページ、83 資格取得の支援も同様に新規事業として追加している。介護従事者に対して、資格の取得をするための補助ということで、初任者研修と実務者研修受講者20名ずつに対し10万円、15万円を上限に補助をするという内容である。</p> <p>85ページ、②介護予防・日常生活支援総合事業の充実の枠内は当初、本文の5行のみであったが、その下に詳細な説明資料を掲載し、わかりやすい形で整理している。</p> <p>個別の事業は以上となる。第1章から第4章までの間で、計画素案では介護人材の推計数を第1章に掲載する予定であったが、今回、掲載は見送りさせていただいた。</p>
鏡 会 長	<p>事務局から第1章から第4章まで説明をいただいた。議論した内容等々が盛り込まれていると思うが、意見や質問があればお願いしたい。</p>
水 野 委 員	<p>3点質問がある。1つ目、介護人材の推計を見送った具体的な理由を教えてください。</p> <p>2つ目、84ページの83 資格取得の支援であるが、在留資格介護、要は外国人でも利用可能となっているのか。</p> <p>3つ目、介護職員の宿舍借上げを検討しなかったのか、その3点をお聞きしたい。</p>
高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>介護人材の需給推計であるが、数値としては事務局側で厚生労働省から提供された介護人材需給推計ワークシートを使用して推計数を出している。ただ、市としてその数値は出しているはみたものの、その数値が今後東京都から示される都内の介護人材の需給推計の数値と誤差が出るのが考えられたこと、それと介護人材の推計値の計画書への記載は、任意記載事項として国からも整理されていたことから、数値がひとり歩きしてしまうことを懸念して、掲載を見送ったということである。</p>
高 齢 者 い き い き 課 長	<p>補足する。委員の方々から指摘をいただいて算出したのだが、国のワークシートも算出根拠自体がいろいろと動いている中、東京都も推計を出すかどうか定かではない。他の自治体も推計ルールが統一できているか不明な状態である。八王子市の条件で推計をしてみたところ、都の言う1,700よりは多い、つまり足りない数が多いという形で推計は出ている。しかしながらこの後の他の推計との見比べが必要で、ミスリードになっていけないので、来年度以降行われる社会福祉審議会の中で情報提供、資料提供、意見交換を約束させていただき、今回の掲載は見送りということでご容赦いただきたい。</p> <p>宿舍借上げの件では、過去に東京都で災害時の宿舍借上げという施策を打ちだしていたのだが、実際にはさほど需要がなかったようである。八王子市の場合は、外縁部が多いため、宿舍借上げは検討の余地があると思えたが、他の制度との兼ね合い等から、ここは検討課題とさせていただきたい。</p> <p>また、在留資格介護の話は、調査の中でもそうしたものをつかんではいないが、各事業所、積極的なところもあれば、そうでもないところもある。何より、利用者の声としてはどうかということもつかめていないので、継続検討ということでご掲載を見送っている。</p>
鏡 会 長 高 齢 者 い き い き 課 長 水 野 委 員	<p>84ページの83 資格取得の支援は、外国人も適用されるのかという質問への回答はどうか。</p> <p>そちらはまだ詳細な制度を検討中であるが、ひとまずは参考ということにさせていただきます。</p> <p>外国人の在留資格介護は東京都の補助金では認められているので、八王子市では適用しないとなるのはどうかと思う。それと、宿舍借上げは私の施設で行っているが、東京都では4名が上限のため、4名までしか取れない。八王子市は交通の便がよいところとは言えないので、若い人たちになかなか来てもらえない場所であると考え、検討の余地があると言われたのはよいが、ここはぜひ検討すると、盛り込んでいただけるとありがたい。</p>

高齢者いきいき課長	ご指摘の通りであるが、防災の観点なのか、人材確保の観点なのか、ここは合わせ技のような印象があって、細かいので書いていないが、計画期間中には福祉避難所の見直しなどは行っていく予定である。それとあわせた議論を忘れずに行う予定であるので、計画書への掲載はひとまずご容赦いただきたい。
鏡会長	他にはどうか。
田中委員	49ページの日常生活圏域の図であるが、めじろ台は、めじろが正しいのではないのか。
高齢者福祉課主査	高齢者あんしん相談センターの個別の名称としてはめじろを利用しているが、圏域の名称としては、めじろ台となる。高齢者あんしん相談センターの名称と圏域の名称は多少ズれている場所になるが、圏域名としては、めじろ台が正式な名称である。
田中委員	そうかもしれないが一般的な通念として、高齢者あんしん相談センターの名称は、めじろになっている。誤解を招かぬよう注意された方がよろしいのではないか。これを見たときに、私もとまどった。
高齢者福祉課主査	ご意見は参考とさせていただくが、今回の計画ではこのままの名称とさせていただきたい。おっしゃる通り、誤解を招く形にはなるかと思うが、今後の圏域の見直し、高齢者あんしん相談センターの名称をつける際には配慮していきたい。
田中委員	要するに日常生活圏域名のところがめじろ台となっていて、文言としては正解なのだが、通常、圏域の話をする際に、めじろと言っていて、「台」をつけていない。だから誤解を招くと思われる。
鏡会長	圏域の名称は従来も使っていたので、特に変更する必要はないというのが事務局の考えかと思われる。
高齢者いきいき課長	過去の経緯も含めて話をすると、ご指摘の通り圏域名と高齢者あんしん相談センター名が異なるケースは過去にもあり、再編の際に修正をしている経緯もある。ここは田中委員の言われる通りなのであるが、地域の方にはそれで馴染んでいるのと、印刷物等も既に出ているので、機会を見て、わかりやすいような工夫をしていきたい。ひとまず現時点ではご容赦いただきたい。
鏡会長	田中委員が言われるのは、めじろ台と町名をつけたところがあるので、全体としては、めじろの方がよいのではないかということである。ぜひ参考にさせていただきたい。
森田委員	資料8-2では、圏域名はめじろになっているがどうか。
高齢者いきいき課長	こちらは単純な表記ミスである。大変失礼した。ご指摘感謝する。
水野委員	介護保険料の月額7,900円は、市民の方々の一番の関心ごとかと思うが、この月額保険料は都の平均や他の市区町村と比較してどうか。
介護保険課長	月額7,900円は平成37年度の推計である。八王子市では第7期の月額金額は5,407円であり、他市と比較して中間よりやや低めの料金と認識している。
島津副会長	63ページ、22 高齢者等の移手段の確保に関する勉強会の開催だが、庁内で勉強会が開催されるということか。要望であるが、来年度以降、庁内で開催される必要があれば、市内・市外を問わず有識者をお呼びいただきたい。 それと84ページの83 資格取得の支援であるが、初任者研修10万円、実務者研修15万円の補助ということで、中核市八王子市として他市にかなり誇れる内容になったのだが、今後は介護老人福祉施設の施設協議会や事業所連絡会等へぜひ周知徹底を行っていただきたい。可能であれば広報紙にも掲載していただきたい。
高齢者いきいき課長	補足する。先ほどの説明で、予算が固まったといった表現をしたが、あくまでも議決や議会での議論はこれからになるので、そういう意味での変更は当然あり得る。市の提案としてはこれで大筋が固まったというように理解いただきたい。

<p>鏡 会 長</p> <p>介護保険課 課 長 補 佐</p>	<p>審議会での原案ということで了解をしていただきたい。これから市議会で議論されるので、変更は当然あり得る。</p> <p>それでは、他に特になければ、第5章からの説明をお願いする。</p> <p>第5章 介護保険事業に関する見込みであるが、計画書の96ページから104ページまで、サービスごとに第6期における実績と第7期の推計を記載している。第7期となる平成30年度から32年度までのサービス見込み量においては、国の地域包括ケア「見える化」システムにより推計することとされており、第6期の利用実績から、伸び率及び施設整備等の施策を反映したものとなっている。また、平成37年度は、今後の報酬改定や施設整備の施策反映は困難であるため、原則として「見える化」システムにより推計された数値をそのまま記載しているところである。</p> <p>サービスごとに主なものの説明に入るが、まず96ページから99ページの（1）居宅サービス・介護予防サービス、それと100ページから102ページの（2）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスである。96ページ、①訪問介護（ホームヘルプ）、介護予防訪問介護は伸び率が鈍化している。そのため、平成30年度以降の第7期の見込みとしては微増として推計している。98ページ、⑥通所介護（デイサービス）、介護予防通所介護、及び102ページの⑨地域密着型通所介護は、平成27年度のマイナス報酬改定により、給付費は一時横這いであったが、利用者数が増加傾向にあることから、今後も一定数の増加を見込んでいるところである。101ページ、④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護から102ページの⑧看護小規模多機能型居宅介護は、これまでの実績及び第6期、第7期の開設時期の変更に伴う施設整備予定に基づき、加算した形で推計をしている。</p> <p>次に103ページ、（4）施設サービスでは、地域の施設整備は予定していないが、①介護老人福祉施設は実績により、近年周辺の市町村の施設整備等への入居等により増加傾向であるため、微増と推計している。次ページの④介護療養型医療施設は、平成36年3月末までに介護医療院への移行が求められていることから、平成32年度に1施設の移行を見込んだ形となっている。</p>
<p>介護保険課 主 査</p>	<p>以上の利用量見込みに0.54%の報酬改定を反映した結果、105ページからの2 保険給付費の見込みの通りとなっている。</p> <p>次に109ページ、第6章 介護保険料の考え方を説明する。</p> <p>1 第7期介護保険料の財源（1）保険料負担割合であるが、40歳から64歳までの第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者の人口割合から、第7期の第1号被保険者の負担割合は23%と、第6期と比較して1%引き上げられた。</p> <p>110ページ（2）調整交付金であるが、これは国の負担分25%のうち、5%について、全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられているもので、本市では3年平均で2.47%として推計され、差し引き5%の差となる2.53%を第1号被保険者の負担に加算することとなっている。</p> <p>111ページ、2 第7期介護保険料の所得段階別設定であるが、介護保険法の所得段階は9区分が標準だが、第6期に引き続き、第7期においても市民税課税層を細分化し、負担能力に応じた保険料の設定を行うため14区分としている。113ページ、所得段階別の保険料一覧の表をご覧ください。基準所得金額が300万円以上の第9段階を細分化している。また、国の基準改正に伴い、第7段階の基準所得金額を190万円未満から200万円未満に変更、第8段階の基準所得金額を290万円未満から300万円未満に変更している。</p> <p>左の112ページに戻って、3 第7期介護保険料の基準額、（1）保険料基準額の算定方法である。</p>

介護保険課 課長補佐	<p>表の1行目、標準給付費＋地域支援事業費計〔A〕の欄であるが、第6期より55億円増の1,226億円、2行目の第1号被保険者負担分相当額〔B〕の欄は281億円と負担割合が22%から23%に引き上げられたこともあり、第6期と比較して24億円増加している。これに対応するため、〔F〕の欄であるが、介護給付費準備基金を23億8千万円取り崩すことにより、一番下の行にある第7期保険料の基準額は月額5,407円と第6期と同額とした。</p> <p>113ページ、所得段階別の保険料の一覧表を再度ご覧いただきたい。基準額に保険料率を掛けて各段階の保険料を算定している。第7期計画における保険料を平成29年度と同額にした場合でも、第7期計画全体の財源を確保することができることから、第7期の保険料率は平成29年度と同率とし、各所得段階別保険料は平成29年度と同額、据え置きとする。114ページの上段に、保険料基準額5,407円の内訳を示している。3行目の保険料必要額を見ると、第6期よりも第7期では383円増加しているが、給付準備基金を446円取り崩すことで、第6期と同額としている。</p> <p>引き続き115ページ、4 利用者負担の軽減について説明する。第6期に引き続き、非課税世帯の施設利用者に対する食費と居住費の軽減を図る特定入所者介護サービス費、それから利用者負担の1割、2割、または平成30年8月以降には2割負担の方のうち、さらに所得の高い方は3割負担となるが、合計金額が高額となった場合に支給される高額介護サービス費、また、生計が困難で介護サービス費の1割の支払が困難な方への生計困難者に対する介護保険利用者負担軽減制度、これらを引き続き実施していく。なお、115ページの表の下、また書き以降の記載になるが、認知症高齢者グループホームの利用においては、それまで介護保険制度の食費・居住費の負担軽減制度の対象外となっており、所得の低い方の負担が大きかったことから、特別養護老人ホームの軽減制度と同様の助成を行うことにより、費用面に依らない利用者の状態に応じた最適な施設利用の選択につながることを期待して制度を開始することとしている。</p>
鏡 会 長	<p>介護保険の概要について説明をいただいたが、私の方から2点伺いたい。今回、平成30年度から介護報酬の改定があり、0.54%上がった。例えば、大規模なデイとか医療連携加算、リハビリテーション等の医療系には比較的温かいのだが、生活を維持する形のサービスは減額という内容になっている。そうした中で、訪問介護は、生活援助の部分で給付が大きくなりたくないという根底があるのだと思うが、ケアプランの中で訪問回数が飛びぬけて多い場合は、そのケアプランを市町村に提出することになっている。それに対して市町村は、提出されたら、それをどうするのかという話になると思う。それに対して何か考えがあればお聞かせいただきたい。</p>
介護保険課 主 査	<p>それと保険料の話であるが、前期で32億円の準備基金の積み残しがあった。積み残しがあるということは、言ってみれば保険料を多くもらい過ぎたということでもあり、それを直近の第7期でお返しするのは当然のことだと思うが、全額ではなく、いくらか残している理由をお伺いしたい。</p> <p>1つ目の質問であるが、訪問回数の多いケアプランについては利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認して必要に応じて是正をするよう国から示されている。これに対する私どもの考えであるが、国の見直しの方針として、市へのケアプランの届出が大筋として示されている。何をもちて訪問回数が適切か否かという、保険者において判断する基準は、具体的な取扱い指針が現時点では国から示されていない。</p> <p>国は一定の周知期間を設けた上で、平成30年10月から実施をするよう求めていることから、国から追って具体的な取扱い指針が示されてくるものと考えている。</p> <p>保険者としては国の基準に従って対応していくことが前提となるため、国の具体的な取扱い指針が示されていない現時点では、市として具体的な考えの回答はできない。</p>

介護保険課 課長補佐	<p>但し、訪問回数だけに視点を置き、一律に回数が多いものは不適切と判断し、給付を行わないことは、利用者の自立支援に反することになり得ることも危惧されるため、個々の状況を鑑みながら判断していきたい。</p> <p>続いて、保険料の基金の残額の留保への質問であるが、第6期末で概ね32億円強の残額に対して、23億円8千万円を取り崩す形で約9億円の留保を行っている。これは第7期中の平成31年10月に予定されている消費税引き上げが予定通りに実施された場合、報酬改定が予定されることになる。また、その際には、処遇改善の更なる評価が行われるという情報も出ているので、そちらの今後の給付費の増を一定程度担保するために、今回は9億円を留保させていただいている。概ね給付費で言うと、40億円程度の増に耐えられるかと思うが、現在、本市は毎月29億円程度支払っているので、今回は9億円の留保となっている。</p>
鏡 会 長	<p>2点目はわかった。1点目の話で、多くの影響を受けるのはおそらくケアマネジャーの方々だと思う。これは省令記載事項と書いてあるから、いずれにしてもケアマネジャーの仕事の中身も若干変わると思われる。これに対する対応が計画に書き込まれていないとすれば、あまりそれを不適切という前提で対応するのはいかなものかと思う。これまで通り、必要なところには必要な給付を行っていくのが介護保険の前提であるから、あまり財政的な理由で絞りこむのは、利用者の方々に不安を与えることにもなる。また、ケアマネジャーに対してもある程度温かい支援をいただくような制度づくりが必要であると思う。ぜひ実務の方ではその点、配慮いただきたい。</p>
介護保険課 島津副会長	<p>他にはどうか。</p> <p>今、会長の言われた通りである。また、ケアマネジャーに対しては平成30年度にガイドラインの改訂もあるので、そこも含め、慎重にきめ細やかな対応を取っていきたい。</p> <p>介護保険事業との絡みで、地域支援事業の方で訪問介護相当サービス、私は継続してこの質問をしてきたわけだが、これについては軽度生活援助事業が2単位ほど下がったぐらいなので、地域支援事業の訪問介護相当サービスは、あまり単価を下げなくても、あるいは単価をそのままにしても良いのではないかという考えもあると思う。ただ、それは回答できないと思うので、民間事業者も担い手になっていることから、そこは今の訪問介護相当サービスの現行単価をできる限り維持していただけるようお願いしたい。これは要望ということで、今後議会の方でそういった質問が出るだろう。</p>
高齢者いき いき課長	<p>それから、104ページ、③介護医療院、④介護療養型医療施設について、介護医療院も新設されるのだろうが、どのような方に介護医療院、介護療養型医療施設を利用していただくのか、そこが見えない。介護医療院と言うと、介護療養病床と医療療養病床と両方を踏まえてという話であるが、このあたりの説明をお願いしたい。</p> <p>介護医療院の利用対象、その位置付けと言うか、そこは市の方でも具体的なイメージは現時点ではまだお話することができない状況である。但し、今後の国からの情報なども踏まえ、介護医療院の姿が見えてきたところで転換されるところもあればというわけで、ここでは見込みを示しているだけにとどまる。その点をご理解いただきたい。</p>
島津副会長	<p>そうすると、ここでは介護療養型医療施設が介護医療院に転換することもあり得ると理解してよろしいか。</p>
高齢者いき いき課長	<p>あり得るとは思われる。</p>
島津副会長	<p>堀米委員のお考えとしてはどうか。</p>

堀米委員	現実問題として、どちらに移行するかというのは病院でもまだ検討余地があるので、実際の数値はなかなか出にくい。私の病院も現在検討中であるが、そろそろ形が見えてくるというところである。
島津副会長	堀米委員は、介護医療院というものをどう捉えられているか。
堀米委員	現状としては、今の医療介護施設とほぼ同じ、施設の基準も変わりがない。しかし、多少介護報酬の分では少し下げられると思うが、その分、加算を取れたら今とほぼ同じ収支になると思う。きちんと数字を出したわけではないので、確かなことは言えないが、ほぼ変わりなくできるのではないか。
島津副会長	概ね理解したのだが、もう少しお聞きしたい。厚生労働省の資料を見ると、この介護療養型医療施設に入居されている方々は、特別養護老人ホームに入居されている方とあまり変わらず、ここは介護保険制度改革の対象にしたいと、言い続けてきた。今度の介護医療院ではそれが解決すると思われるか。個人的な見解で構わない。
堀米委員	そのあたりはどうなっていくか私もわからない。
鏡会長	制度論的に言うと、今回の改正の主眼は、質、中身の話ではなく、財源の話である。今まで介護保険と医療保険で持っていたものを、今度は介護保険財源に組み替えることが中心なので、堀米委員の言われた通り中身の話はそう変わらないが、財源的にはかなりの影響が出ると思われる。 他にはどうか。
田中委員	介護医療院は4月から導入されるということだが、最終的にどの程度の規模を考えられているのか。
高齢者いきいき課長	今ある介護療養型の施設がどう転換するかがまだ定かではないため、規模の話は現時点ではできかねるが、保険料等に急激に跳ね返ってもいけないので、その点は追い込んで進めている。適切な回答になっていないが、つまりはまだよくわからないというところである。
鏡会長	事務局からは言いにくいかもしれないが、この104ページの数字は、おそらく東京都からあてがわれた数字、そう言うとおかしいが、このようになるという数字である。従って、そこは若干の精査があるかもしれないが、ほとんどいじれない数字であったというのが実態ではないかと考える。 他には何かあるか。
水野委員	財政的インセンティブについて、私が見つけられないのかわからないが、そのあたりをどう考え、それをどのようにフィードバックしていくのかというところがやや見えにくい。
鏡会長	そもそも財政的インセンティブとは何かということと、この計画でどう対応していくのかという質問である。
介護保険課長補佐	財政的インセンティブであるが、来年度より国では自立支援の取組に対し、保険者の施策を支援するものとして、当初予算で200億円規模の国の交付金が新設されることになっている。現在の情報ではそのうち約190億円が各保険者に交付される形になっているが、実際の交付の算定方式、評価指標は現在国の審議会等に示され、まだ正式決定前だが、案という形でほぼ確定してきているところである。但し、今度はそれを何点という形で評価し、各保険者にいかほど交付されるかというところはまだ見えてこないため、現時点では具体的な数字を算定できない。数字を反映できないと、どのような事業をどのぐらいの規模で行うかということが検討できないので、現時点では計画に盛り込んでいない。現在の状況では、平成30年度末頃に自治体に額が示されるということなので、31年度以降にその交付金を活用した事業を検討していきたいと考えている。

水野委員	これは一般論であるが、その財政的インセンティブが発生すると、意識的に要介護度を下げ、さも自立支援ができたというような市区町村も出てくる、そうした危惧が全国的にされているところであり、そのようなことは当然八王子市ではないと思うが、その点をどのように考えているか。
鏡会長 介護保険課 課長補佐	<p>計画にも書かれていないから、そこは後付けで起きては困るという指摘である。</p> <p>懸念されている通りだと思う。具体的に言えば、例えば要介護認定率では、国の指標では、要介護認定率がどうなっているか、といった記載になっている。指標としてどうなっているかというのが正しいかどうかは国の審議会でもあったが、交付金のために要介護認定率を下げるといった施策を行うことは本末転倒であると市としては考えているので、そこは慎重に国の指標のあり方を確認しながら、把握していきたい。</p>
水野委員 鏡会長	<p>それを聞いて安心した。</p> <p>もともとこれは財政諮問会議の答申案から出てきた話であり、市町村に対しては59項目の指標が出ているのだが、どれがポイントなのかわからない指標になっている。それについてもウェイトがまだ示されていないため、現段階では市町村が対応できないという状況になっていると思う。但し、通所介護の部分だけは、インセンティブ加算があって、2点なので、約100円の額であり、状態が改善したところについては、若干費用が出る。従って、数が多くなり、長期間となれば多少影響が出てくると思うが、その部分以外はない。そこからの対応としては、おそらく市町村がこのまま対応するが、今の話の通り、「きちんと実施する」とあまり答えあわせ的に引っ張られる必要はないという意見であったので、そこは安心していただいて良いかと思う。</p>
高齢者いき いき課主査	<p>それでは、またあとで質問等があれば全体を振り返るので、先へ進める。</p> <p>事務局から第7章以降の説明をお願いする。</p> <p>計画書原案の第7章以降、概要版、それと表紙について説明する。計画書第7章、117ページからになるが、第7章は軽微な文言修正のみ行った。</p> <p>その後ろの121ページからの資料編は、今回が初出しの部分となる。構成としては策定体制、実態調査、計画策定部会開催実績、策定部会委員名簿、策定部会運営要綱、129ページの事業一覧は第4章の事業が逆引きできるように、わかりやすくなるようにという目的で掲載している。133ページからは用語解説となり、わかりにくい用語を整理している。なお、本文中内で説明を加えているものは、用語解説には載せていない。本文中で単語だけ出てきたものについて各ページの下に脚注を設け、脚注からこちらの用語解説のページを参照できるようにしている。</p> <p>続いて資料8-5 八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画 概要版をご覧ください。計画本編をもとに、概ね第6期の概要版と同様にポイントとなる情報を20ページでまとめている。</p> <p>掲載するコンテンツは重要なもの、市民に伝えたいポイントとなるものをまとめている。こちらはこれから内部で調整を行うため、多少の変更があることをご承知おきいただきたい。またページ下の左右に、視覚障害者に配慮したSPコードを配置する。今ついているコードはダミーであり、あくまでもイメージであることをご承知いただきたい。</p> <p>概要版はカラーで2,000部印刷をして、今後の市民説明会等で配付して周知を図っていく形で使用していきたい。</p> <p>最後に計画の表紙であるが、全員分ではないが、机上に用意させていただいた。現状このようなデザインとしていきたいと考えている。</p>
鏡会長	意見、質問等があればお願いします。

田中委員	<p>事前配付資料8-2の日常生活圏域別の状況であるが、自治会・町内会数という表記、それから自治会・町内会加入率という表記がある。通常、八王子市では町内会とはあまり言わない。町会・自治会という言い方はするが、今の書き方は感覚的にそぐわないので、町会・自治会と言い換えられないのか。</p> <p>それから圏域別のデータの中で民生委員・児童委員数があるが、17圏域分の人数を足しあわせても数字は407にしかならない。私が承知している民生委員・児童委員の数は少なくとも449名と聞いているが、この42名の差は何か。</p>
鏡会長	<p>今の田中委員の質問は次の審議事項の内容であるが、田中委員は都合により本日途中退席されるため、先にご質問をされたということをご了解いただきたい。</p>
高齢者福祉課長	<p>まず自治会・町内会数という表記は、所掌している所管課に確認し、市としてどう表記するのか調整したい。</p>
福祉政策課長	<p>民生委員の数であるが、ここに載っているのは圏域を持っている民生委員の数である。449名、今は450名であるが、主任児童委員という圏域を持たず、主に学校を単位として活動している方が30数名いるので、合計450という数になる。圏域を持って活動している民生委員は407で間違いない。</p>
田中委員	<p>表記が民生委員・児童委員となっているため、感覚的に言うと、主任児童委員も含まれるのではないかと思う。そのあたりは注釈をつけておかないと誤解を招くのではないか。</p>
福祉政策課長	<p>誤解を招かないよう工夫する。</p>
鏡会長	<p>他にはあるか。第7章、資料編、概要版、あるいは表紙のデザインについて。</p>
水野委員	<p>デザインについては、行政が発行するものなので、突飛なものはつけれないと思う。市民の方が実際に手に取って見る概要版の方が目につく、手に取りやすいことが重要である。概要版の表紙やデザインはどのような感じになるのか。</p>
高齢者いきいき課主査	<p>本日はカラー版を用意していないが、基本的には表紙の部分は計画本体と同様の水色のイメージ、中身は市民の方が見やすいような配色を心掛けたい。</p>
鏡会長	<p>ここから大きく変わることはないというイメージか。</p>
高齢者いきいき課主査	<p>イメージとしては大きく変わらない。</p>
鏡会長	<p>水野委員、どうか。</p>
水野委員	<p>そのあたりのセンスはよくわからないが、字が小さいのでもう少し手に取ってもらえるようなものが良いのではないかと思う。</p>
鏡会長	<p>読みやすいことが基本的に大事だと思うので、作る際に工夫できたらぜひお願いしたい。他にはどうか。全体を通して、ご質問等あればお願いしたい。</p>
水野委員	<p>今回、平成30年度改定の目玉がいくつかあると思うが、共生型サービスについては、障害の指定を受けていれば、介護保険の指定はみなしで受けられる、その逆も同様である。そうすると、どのぐらいの障害者施設があり、どのぐらいの介護保険の事業指定を取るのかということがまったくわからない。</p> <p>ここでは「共生型サービス」という言葉を見つけれなかったのだが、そのあたりの見込みはあって、大きな目玉として考えているのか。</p>
鏡会長	<p>共生型や「我が事、丸ごと」へのご質問である。</p>
高齢者いきいき課長	<p>共生型サービスについては、事業者調査において動向の把握はしてみたものの、まだ細かいことがわからないのでわからないといったものが主となっている。その中で、共生型サービスを市として推していくのかどうかというの、まだ見えないため、あえて事業の箱という形にはセットしていない。</p>

鏡 会 長	「我が事、丸ごと」は概要になってしまうが、計画書原案の5ページに地域共生社会などについて書かせていただいて、意識して計画の運用を進めていきたいと考えている。
高 齢 者 福 祉 課 主 査	他に何かあるか。 特になければ(2)日常生活圏域別の状況について、事務局からご説明いただきたい。 日常生活圏域別の状況という形で今回提示しているが、以前提示した圏域別の計画に対していただいたご意見等を踏まえ、修正したものとなる。今回、日常生活圏域別の状況としたのは、第7回の計画本体の各日常生活圏域の状況を表すものとなったことから、「状況」と表記している。細かい部分は計画本体の修正にあわせている。各項目では、前回皆さんからいただいた意見等を踏まえて修正している。それと、各圏域の状況で進めている各数字は計画本体でも説明があった通り、平成29年9月末時点を基本として、それに近いものの数字をできる限り拾っている。時点の違うものは、各数字のあとに、かっこ書きで示している。
鏡 会 長	この圏域別の状況は、高齢者計画・介護保険事業計画が3年固定であるのに対して、日常生活圏域の状況は移り変わりが比較的多いことから、できる限り細かい範囲で修正したいと考えており、その状況はホームページ等で随時公開を予定していきたい。その状況というのは、冊子の個別の圏域の右側ページ、(5)圏域の状況・課題・主な取組の部分のことで、各々の取組が進んでいく状況に応じて随時入れ替えていきたい。
高 齢 者 福 祉 課 主 査	なお、先ほど、田中委員からいただいた表記のご指摘は確認の上、修正をかける。 日常生活圏域は最終的には21圏域まで拡大するという話だが、整理する順番や予定の年度などは決まっているのか。
高 齢 者 福 祉 課 主 査	整理する順番としては、従前の地域包括支援センター運営協議会で、拡大する圏域は順番が決められているため、それに基づいて順次圏域を設定していきたい。時期は平成31年度と平成32年度にそれぞれ2箇所予定しているところである。
高 齢 者 福 祉 課 主 査	その場所はまだ決まっていないのか。 冊子1ページ目の日常生活圏域図(期間中に拡充する圏域を含む)の図をご覧ください。まず平成31年度、最初の2箇所は、現在、左入が担当している小宮圏域、堀之内が担当している由木東圏域を増設する予定となっている。平成32年度は、旭町から大和田地区を分割、中野から元本郷地区を分割する予定で計画としては考えている。
鏡 会 長 田 中 委 員	他に意見や質問はあるか。 平成31年度、32年度の圏域は、あらためて高齢者あんしん相談センター運営部会で議論される予定か。
高 齢 者 福 祉 課 長	この件は部会へ報告という形で上げさせていただき、その中で従前と変わる要素があれば、ご意見を伺った中で検討していきたい。
鏡 会 長 森 田 委 員	他には何かあるか。 圏域の(4)中野について、平成32年度に元本郷を中野から分けるという説明であったが、元本郷には千人町や日吉町も含まれることになるかと捉えて良いか。
高 齢 者 福 祉 課 主 査	その通りで、元本郷地区は元本郷一丁目から四丁目、日吉町、千人町、追分町が含まれる形で分割する予定となっている。
鏡 会 長	本日が最終の部会であるが、まだいろいろな点で誤字・脱字や内容的な齟齬等があれば、訂正の猶予があるので、ここ3日間ぐらいで意見、指摘をいただければ訂正可能ということである。今日言い洩らした点、気付かなかった点は、まだ数日の猶予があるので、ぜひご活用いただきたい。
田 中 委 員	他にはあるか。 今の圏域図のあるページの上から7行目あたりに、「よいきめ細やかな〜」の「よい」は「より」の方が適切ではないか。

高 齢 者 福 祉 課 主 査 鏡 会 長	おっしゃる通りで単純なミスである。修正する。
高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>今のように、お気付きの点等があれば、ぜひお寄せいただきたい。</p> <p>それでは、特にないようであれば、次第の3. その他について事務局からお願いしたい。</p> <p>今後のスケジュールを説明させていただく。2月27日(火)に社会福祉審議会の代表者会があり、高齢者計画を含む地域福祉計画と障害者の計画、3つの計画について審議会から市に対して答申書を提出いただく流れとなっている。その後、3月初旬までに内部での計画書としての詳細を確認した上で決定をして、印刷に回して3月下旬に計画書の冊子の納品を予定している。委員の方々には4月初旬には郵送でお送りさせていただきたい。もし何冊かほしいという部数の要望があれば、事務局までご連絡いただきたい。</p>
鏡 会 長 能 勢 委 員	<p>また、最終的な市民への周知については、5月の広報で特集記事を掲載するほか、5月下旬に市民向けの説明会を開催する予定をしている。</p>
高 齢 者 い き い き 課 主 査	<p>今の事務局の説明に意見、質問があればお願いしたい。</p>
鏡 会 長 各 委 員	<p>概要版はいつ頃の発行となるのか。</p>
鏡 会 長 事 務 局	<p>概要版も計画書と同時期に3月末に用意できるので、4月初旬にあわせて郵送させていただく。</p>
鏡 会 長	<p>他にはどうか。</p>
事 務 局 福 祉 部 長	<p>(特になし)</p>
	<p>それでは、事務局から何か報告等はあるか。</p>
	<p>今回がこの高齢者計画・第7期介護保険事業計画策定部会の最終回となる。最後に鏡会長からひと言ご挨拶をお願いしたい。</p>
	<p>8回にわたり、大変熱心な議論をいただき、委員の皆さんには感謝申し上げたい。事務局もさまざまな意見を受け止めていただいたことで、市民の方に喜んでいただけるような計画が策定できたと思われる。おそらくこれから議会でいろいろな方面から議論があると思うが、ぜひ平成30年度から八王子市の高齢者やその家族、事業者の方々に満足いただけるような運営をしていただきたい。</p>
	<p>介護保険制度は、昨今自立支援型の介護保険が求められており、今回の体制でもリハビリテーションや医療加算などかなり医療へのシフトが見られる。これもできるだけ介護保険を卒業して、若干の給付縮減を果たしていきたいといった大きな流れがあるように思っている。しかし人々の生活はそう一様にはいかないわけであり、ぜひ市民に寄り添った運営をしていただきたい。また、これから3年間、行政の皆さんにはぜひ市民の安心・安全、生活の維持を念頭において進めていただきたい。引き続き委員の方々には自分たちが関わった計画なので、ぜひ関心を持っていただき、ご意見があれば事務局にお知らせいただきたいと思う。あらためて、皆様のご協力に感謝申し上げます。</p>
	<p>続いて、福祉部長よりご挨拶をさせていただく。</p>
	<p>平成28年の10月31日の第1回高齢者計画・介護保険事業計画策定部会から始まり、会を重ね、今回が最終の8回目となった。委員の皆さんには長期にわたり、本策定部会にご出席を賜り感謝したい。おかげさまで計画も無事まとめることができた。</p>
	<p>この策定部会は学識経験者、福祉関係者、保健・医療関係者、サービス事業者の方々、また介護保険料を負担する利用者や地域関係者、公募市民の方々、それぞれの立場から貴重なご意見をいただいた。議論の中では、介護現場からの率直な意見、厳しい意見は計画策定の大きな参考となった。このようなさまざまな意見をいただいたこともあって、無事計画をまとめることができたと考えている。また、議事進行にあたっては鏡会長、島津副会長の尽力により、円滑な進行ができた。あらためて感謝申し上げます。</p>

<p>事務局 高齢者いきいき課長 鏡会長 会議録 署名人</p>	<p>第7期の介護保険料については、第6期と変わりなく維持することができたが、次の第8期計画では、より厳しい状況が想定されている。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を見据えた中で、高齢者の方が地域で安心して暮らしていくためには、地域包括ケアシステムをより一層強化していくことが重要であると認識している。</p> <p>今回策定する高齢者計画・第7期介護保険事業計画を着実に推進して、この3年間の目標を達成していきたいと考えている。策定部会の委員の方々には、長期にわたり計画策定に協力をいただき感謝したい。今後も引き続き、皆さんにはそれぞれの立場から、市の施策に対して理解と協力をいただきたいと願っている。</p> <p>本日の議題内容に対する意見、修正事項等があれば2月22日（木）、午後4時までにファックス、メール、郵送、手段は問わないので、お寄せいただきたい。</p> <p>ご意見をいただいた際、文言修正的なものは事務局での判断とさせていただくが、重要な点等があれば、これは会長、副会長との調整とさせていただきたく、ご承知おき願いたい。それでは以上で会議を終了する。</p> <p>平成30年4月8日 署 名 鏡 諭</p>
--	---